

おおなん

農業委員会だより



目次

- 年頭のあいさつ..... 2
- 建議の提出..... 3
- 8.24 豪雨災害..... 6





年頭のごあいさつ

邑南町農業委員会

会長 田中正規

新年あけましておめでとうございます。

皆様には日頃より農業委員会活動へご協力、ご支援いただき誠にありがとうございます。

さて昨年八月の豪雨災害により被災された方にあらためてお見舞い申し上げます。

激甚災害の指定を受け本年はより一段と復旧が進むものと思います。

農地、農道を早急に復旧させ耕作する意欲が衰えることがないよう支援してまいります。

TPPにつきましても、かぎられた情報しかない状況ですが、参加反対の立場は変わりません。

現在政府が検討を進めている農地中間管理機構等の法整備については、邑南町の農業の実態に一致するものではありません。中山間地域の農業を守るために地域の実態に合致した政策でなくてはなりません。農地の効率的な利用について規模拡大に偏重せず、集落営農や中山間地域の特性を生かした多様な農地利用を想定して

考えるべきものであると思います。

また減反政策の見直しが決定しましたが、需給調整システムは必要です。

全国一律ではなく地域の実態に即した政策をお願いしたいと思います。

今年（平成二十六年）は中山間地域等直接支払制度の最終年です。加えて日本型直接支払制度が始まります。

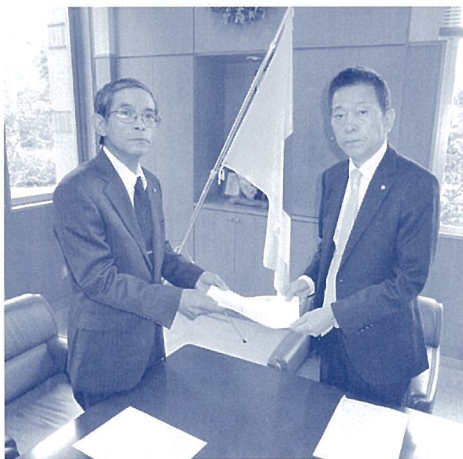
経営所得安定対策、農地・水保全管理支払制度等大きな変更があると思います。

このような状況のなかで農業委員会は、農業者の代表として、地域の意見をまとめ町行政、JAとも協議して邑南町の農業の発展に努めてまいります。



建議を提出しました

邑南町農業委員会は平成二十五年十月十五日、TPP問題や担い手、後継者への支援対策などをまとめ、石橋町長に建議を提出しました。



※建議を提出する田中会長

表紙写真

「上」 高原保育園では、毎年師走の時期に地域の農家の協力を得て地元大豆を使い豆腐作りをしています。

「下」 農事組合法人『星ヶ丘』のネギ掘機を使った収穫作業です。この機械のおかげで栽培面積も年々増えています。

「建議の具体的項目」

① 8・24豪雨災害での農地、農業用施設の復旧は、生産意欲を失わせないためにも、小規模災害も含めて、農家に負担がかからないようにすること。

② 邑南町の農業と地域を壊滅させるTPPは、撤退するよう国に働きかけること。

③ 邑南町がこれまでとりくんできた特別栽培米（ハーフ米）や土づくりなど生かし、「環境を大切にする農業をめざす町宣言」をし、地域循環を重視し、環境とからだにやさしい農業をすすめる体制をつくること。

④ 酪農家などの堆肥を稲作や野菜栽培に有効に活用できる仕組みをつくること。

⑤ 飼料稲は田んぼの有効利用、飼料の自給率向上、耕畜連携など、地域の農業を守るために大きな役割を果たしています。

・利用する酪農家に喜ばれる製品をつくるためにも、アグリサポートおーなんの体制を充実す

ること。

・酪農家が購入時に多大な負担になつていく費用の利子補給をすること。

・水田活用交付金や耕畜連携水田活用対策の助成金の維持・継続を国に働きかけること。

⑥ 地域の大切な担い手、後継者である新規就農者にたいして、支援給付期間終了後も継続して営農できるように、栽培技術指導など支援体制を充実すること。

⑦ 生産意欲を減退させる有害鳥獣の対策を充実させること。国の対策補助事業も継続するよう働きかけること。

⑧ 農作業、農機具による事故を防ぐために、啓発活動を強めること。

「建議の回答」

① 今回の災害は局所激甚災害の指定を受けていますので、復旧工事に対する補助金は、通常の災害に比べると大幅に上乗せされています。しかし、復旧までにかかなりの時間を要しますので、応急対応によって本年産の水稻作付けが可能にな

るような場合には、町独自の支援策を用意することで、被災された農家の皆さんを支援しようと考えています。

② TPPは邑南町の農業だけでなく、生活のあらゆる部分に多大な影響を与えます。農業と地域を守るため、あらゆる機会を利用して、撤退を訴えていきます。

③ 本町ではエコファーマー登録者、ハーフ米の作付面積が年々増加するとともに、トレサビリティへの取り組みも広がっています。今後この取り組みが全町に広がっていくよう取り組みを強めていきます。

④ 堆肥をしっかりと使って安全安心な農作物を生産していくことは邑南町の農業の基本です。良質な堆肥を安定供給する体制の整備に努めます。

⑤ アグリサポートおーなんが受託している飼料用稲の収穫作業は、水稻生産農家にとっても畜産農家にとっても大変重要です。安定した組織として活動できるよう体制の整備を検討中です。

・各種の支援策を使うことで、WCSの価格を低く維持する努力をしてきました。今後、この状況を維持することで畜産農家の皆さんを支援していきたいと考えています。

・国の政策が大きく転換しようとしています。早期に情報を収集し、皆さんに提供できるよう努めます。

⑥ これまで一年間の農業研修制度で新規就農者の皆さんを支援してきましたが、これまでの反省にたつて制度を見直し、確実な定着に結びつけるよう検討を進めています。

⑦ 鳥獣による農作物への被害は農家の皆さんの営農意欲に大きな影響を与えます。これまでの対策が継続されるよう関係各方面に働きかけていきます。

⑧ 全国では農作業中の事故によって、毎年多くの方が亡くなっています。本町では農繁期を中心に広報や無線放送を使って農家の皆さんに注意を喚起していますが、今後あらゆる機会を通じて注意を呼びかけていきます。

農事組合法人紹介

LLC出羽（代表社員和田保人）

「LLC」とは合同会社のこと
で、株式会社、合資会社などと同
様、会社法に基づき設立する新し
い形態の会社組織です。これから
農林商業などの産業サポート、福
祉サービス、定住者支援など出羽
の皆さんの住みやすい地域づく
り、夢プランの実現に向けて、地
域通貨を絡めながら、様々な事業
を展開していく予定です。

現在は六人の農家の出資による
農業サポート事業を始めていま
す。三田市、淀原、後谷の遊休農
地三ヘクタールを有効活用するた
め、飼料稲・大豆の作付けを行い、
牛の放牧を検討しています。今後
は、出羽の農家の皆さんが、より
良い農業ができるような提案をし
ていく予定でいますので、ご協力
をお願いします。

設立…平成二十五年五月十五日
社員…六名

出資金…六万円
経営規模…水田二十ヘクタール

目的…出羽地区におけるまちづく
り、振興計画、土地建物の有効利
用に関する調査、計画、運営、不
動産の売買、交換、賃貸借及び仲
介ならびに所有、管理、御用聞き
や生活必需品等の配達、農畜林産
物の生産販売等

「地域通貨の紹介」

○地域通貨「かつば」

この地域通貨「かつば」は出羽
地域限定で使用可能な通貨であ
り、昨年度に試験運用を行いまし
た。その目的は自治会の最大テー
マである「地域で共に暮らし、お
互いを尊重し、助け合い、協力し
て地域を作る」ここに向かうため
に必要な、地域住民が従来の役割



を越えた「お互い様の気持ち」を
醸成させるツールです。

出羽地域にはカップバ伝説がある
わけではないのですが、昭和五十
年代に地域の町おこしグループで
ある「桜成会」が、地域を流れる
出羽川でキュウリをバトンに駅伝
大会を開催しました。結構な盛況で
二十年続くイベントで全国から参
加者が集まりました。レートは変
動せず一円＝一かつばです。

○農業への活用

試験的ですが、不作付け農地二
ヘクタールで飼料稲と大豆に取組
み、その作業すべてを地元で組織
する人材バンクから派遣された人
材が行うことを試みました。全作
業を時給千かつばで実施したとこ
ろ、意外と人件費がかからず（出
羽の感覚）二十五万かつばでした。
最終的に利益が十五万円程度にな
り大成功でした。

○今後の展望

農家のサポートを地域全体で行
い、農業生産高を上げ、社員を雇
用し次世代へ繋ぐ。地域貢献に寄
与する事業を多角的に展開する

等、構想は大きいですが急がず
丁寧に取り組んでいきたいと考
えています。ベースにあるのは「お
互い様の気持ち」。農地の問題は
農家だけでなく、商店も、高齢者
も、地域の問題はみんなの「お互
い様の気持ち」で解決していくこ
とにしているからです。



「全国農業新聞を購読しま
せんか？」

全国農業新聞は、農業委員
会系統組織が農業者の立場に
立つて編集・発行している農
家のための情報紙です。

（毎週金曜日発行）

定価 月600円

制度の改正の仕組みから地
域の活動まで幅広い情報を
扱っています。

購読の申し込みは農業委員
会事務局まで。

TEL 95-11116

農を守る人たち

矢上地区

伊藤秀樹さん(48歳)

智美さん(45歳)

「邑南町に住むまで」

広島で長年、お好み焼の店を営んでいましたが、職業病といえる手首の腱鞘炎にかかり、店を続けることが難しくなりました。そこで、「食」に関わってきたことから、これまで消費していた農産物を生産する農業に関心があり転職することになりました。

最初は、温暖で生活環境が良い所がよいと思い、瀬戸内の島で農業の一時体験をしましたが、その



地域になかなか馴染めず、農業をしながら住める所をインターネット等で探し、邑南町を訪ねたところ、町の良さにひかれすぐに引越しました。

その後は、町の農業研修生として、寺本喬氏(日和地区)のところで野菜作りなど農業についてイロハから学びましたが、全く農業経験がなかったため、何もかもが新鮮な体験となりました。

「独り立ちするために」

研修終了後は、平成二十四年春から石見地域中野にある町の研修用のハウスを借りることができました。

一年目は、寺本進氏(矢上)の指導を受け、青ネギを栽培するとともに土作りに取り組み、昨年春からミニトマトと露地の中ナスを栽培しました。ミニトマトは途中から病気が発生し思うような収穫はできず、自然を相手にする農業の厳しさあらためて味わいました。研修用のハウスは、二年間しか利用できませんが、役場や農協などの支援があり、新たに市木地区にある二棟八百六十四平方メートル

ルのハウスを借りることができることとなりました。

昨年から一棟で青ネギを栽培しています。今後は土づくりを行いながら、中ナス、ミニトマト等の作付けをしていく予定です。

「ターンして」

邑南町に移り住んで一番に感じたことは、地域の人たちの人柄が非常によいことです。農業をするためいろいろな地域を訪ねましたが、「何でこんな田舎に移り住むの。便利は悪いし、何もないわよ」と言われたところもあります。

しかし、邑南町の地域の皆さんは「ここは田舎で何もないけど、住んでみるとよいところだよ」といつてくれます。

「住んでみるとよい所だよ」この言葉は移住者にとっては何ものにも替え難い、心強い言葉です。

「新規就農して感じたこと」

邑南町に定住して三年が経過しますが、新規就農者にとっては、農地の確保が非常に難しいと感じました。安定して農業ができる状況をつくるためには、利用権設定



を含め農地の利用確保がもう少し容易にできる体制が必要だと思います。

また、移住者にとって住宅は農地と一体となった支援が必要であることを強く感じました。

「将来へ向けて」

「食」に関わってきたことから農家レストランの経営もできたらよいと考えています。

また、ターンの経験から、田舎の良さを都市の人々に情報発信することもしていきたいです。

今後も、先輩農業者からの一言である「百姓は毎年一年生」を胸に、失敗を恐れず、夢を追いかけ楽しく農業に取り組んでいきたいです。

豪雨災害からの復興

昨年の八月二十四日の豪雨災害により、道路や河川を始め多くの農地や水路が被害を受けました。現在、町では災害復旧対策室を設置し早期復旧を目指し作業を進めています。

被災された農業者の皆さまには、心からお見舞い申し上げますとともに復旧作業に対するご協力をお願いします。



① 水田

水田などの被災農地の災害復旧工事は、大部分は平成二十六年年度に実施される予定です。

すでに水稲の作付目標面積は配分されていますが、復旧工事を円滑に進めるため、復旧工事の対象水田は作付を見送っていただきますようお願いいたします。

② 水路・農道

水路内に堆積した土砂の撤去や簡易な補修など集落等の共同作業で復旧が可能な場合は、「農地・水保全管理支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用して早期に実施してください。

また、被災農地における仮設パイプの設置などの応急対応で通水が可能な場合は、補助事業がありますので活用してください。

「8・24豪雨災害に伴う

営農支援補助金」

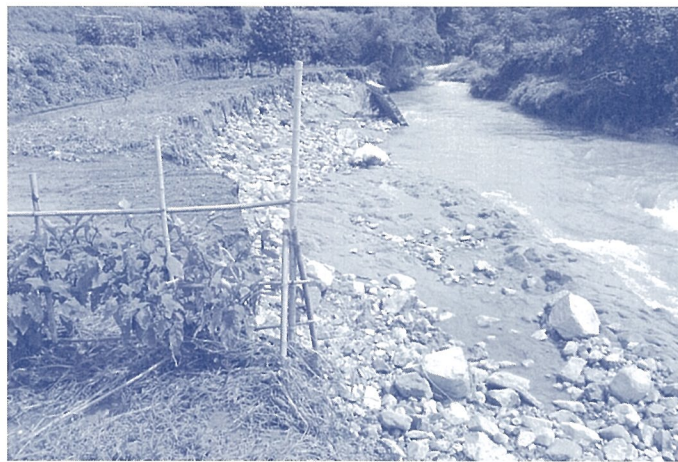
【対象経費】 応急対応に要する消耗品費、修繕料、賃借料、及び原材料費（労務費は対象外）です。

【対象者】 被災農業者又は団体

【補助率】 補助対象経費の二分の一。補助金の上限は被災箇所

一か所当たり十万円です。

また、中国四国農政局では「災害応急用ポンプ」の貸出しを行っています。被災箇所の応急対応については、農林振興課（九五―一一一六）へ相談してください。



―水田の整備をしましょう―

水田の畦畔の修繕や、暗渠排水を行う場合の補助事業を紹介しますので、活用してください。

① 邑南町農地有効利用支援整備事業

【事業内容】 農業用排水施設、暗渠排水、客土、区画整理、農用地の改良又は保全、耕作道

【実施要件】 一箇所当たりの事業費が十万元以上二百万円未満

【補助率】 事業費の五十割以内

② 邑南町小規模生産基盤整備事業

【事業内容】

○農地整備

圃場整備、客土、畦畔、均平、明暗渠排水等

○施設整備

ため池、用排水路、頭首工、耕作道等

【実施要件】

○農地整備

十a当たり

十万元以上百万円以内

○施設整備

一箇所当たりの事業費が

十万元以上二百万円未満

【補助率】 事業費の三十割以内

詳細は、建設課

（九五―一二二〇）

へお問い合わせください。

農業委員会は こんな仕事をしています

1 認定農業者等への農地の 利用集積、経営改善の支援



2 集落の声を集めて 行政に建議、諮問に答申



4 地域農業と優良農地の保全確保、 農地情報等の一元管理



3 農業委員は 地域の「世話役」、 農家の相談相手



5 農業者年金の加入と 受給手続きをお手伝い



「農業委員の改選」

今年(平成二十六年三月三十一日)は農業委員改選の年です。任期満了(平成二十六年三月三十一日)に伴う改選が行われます。

町内に在住する二十歳以上で次の要件を満たす方に、選挙権と被選挙権があります。なお選挙権を行使するには、要件を満たす人が選挙人名簿への登録を申請し、名簿に登録されることが必要です。

- ・十アール以上の農地の耕作の業務を営む人。(経営主)
- ・経営主と同居する親族又はその配偶者(内縁関係を除く)で、年間おおむね六十日以上耕作に従事する人。
- ・十アール以上の農地の耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主であつて、年間おおむね六十日以上耕作に従事する人。

農地法 Q & A

Q…農地転用とは？

A…農地を農地でなくすることで
す。すなわち、農地を住宅、駐
車場、資材置場、店舗、山林な
どの用地に転換することです。

Q…なぜ許可が必要ですか？

A…農地は、国民の食料を生産す
る基盤であり、耕地の少ないわ
が国では、優良農地を確保する
とともに最大限効率的に利用
し、合理的な土地利用と安定的
な食料の供給を図っていくこと
が必要です。

このため、農地の転用または
転用のための権利移動について
は、農地法で一定の規制が設け
られています。

Q…対象となる農地は？

A…すべての農地が転用許可の対
象となります。この場合、登記
簿上は農地でなくても現在農地
として使用している土地も含ま
れます。また、今は荒廃してい
ても農地として農地台帳に登録

されている農地も含まれます。

Q…一時的に資材や車を農地に置
く場合も農地転用は必要で
すか？

A…農地を一時的な資材置場、現
場事務所などとして利用する場
合も転用となり、許可が必要で
す。

Q…農地転用の手続きはどのよう
に行うのですか？

A…農地の転用計画ができれば、
一定の書類を添えて農地法に基
づく許可申請を提出します。し
かし、転用はケースにより許可
申請が異なりますので、農業委
員会にご相談ください。なお、
農地転用の申請書の受付は、毎
月5日が締切日となっております。

Q…許可なく転用した場合は？

A…無許可での転用は農地法違反
となり、罰則が課せられること
もあります。また、転用後の申
請は原状回復していただくこと
になりますので、無断転用はし
ないようにしましょう。

「鳥取県南部町の 視察研修」

視察研修

平成二十五年八月二日、鳥取県
西伯郡南部町の農業委員二十六名
(内女性二名) が視察研修に來ら
れました。

邑南町からは田中会長をはじめ
六名が参加しました。

初めに田中会長が歓迎の挨拶を
し、それに続き邑南町の農業に関
する現状を話しました。

次いで南部町農業委員会会長さ
んからも挨拶に合わせ南部町の人
口、農地面積、担い手の問題等の話
をされ両町において共に同じ問題
を抱えている事を確認しました。



その後、視
察目的の一つ
として委員定
数の削減が上
げられ、邑南
町農業委員会
からは、削減
の根拠は農林
業センサスを
参考に戸数、
農地面積、担

い手等の減少を基本として実現し
た事を説明しました。

最後に南部町農業委員会も早い
段階での削減をしていかなければ
ならないという事で意見がまとま
りました。

編集後記

「協定の中身は参加しなければ
わからない。参加してからは非公
開だから交渉状況は伝えられな
い、情報を開示しすぎると各国で
反対にあい合意づくりができな
い」というTPP。秘密それが秘
密という秘密保護法の制定も同時
に進められた。

食料自給率の向上は、戦闘軍事
力の増強以前に国の安全保障の最
優先課題である。米の生産調整制
度は、前政権の唯一の善政である
戸別所得補償制度と共に廃止され
ようとしている。

中山間地の集落の存続と、里山
を維持し、零細な農林水産業が、
少なくとも現状を維持存続するた
めに、安全な食料の地産地消、安心
できる国産品消費を進めましょう。

(石橋寿伸)